

「愛と心をつなぐ不登校対策事業」におけるフリースクールの選定に係る申請要項

今治市教育委員会

1 趣旨

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）では、基本理念において、不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること、国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に行われるようにすることなどが規定されている。

この趣旨に鑑みれば、不登校児童生徒が学校外の民間施設において学習や活動をしていることを積極的に評価し、及び支援していくことは、不登校児童生徒の将来にとって極めて有意義なものであるといえる。

そこで、今治市教育委員会（以下「市教委」という。）が定めるフリースクールの選定に係るガイドラインに基づき、当該施設の選定を行うため、必要な手続きについて定めるものとする。

2 申請対象となる民間施設

不登校児童生徒を対象として、市教委が別に定める「「愛と心をつなぐ不登校対策事業」におけるフリースクール選定ガイドライン」の選定基準に基づき、相談や学習機会の提供等を行う民間施設を申請の対象とする。

3 申請手続

申請対象となる民間施設は、次の書類を1部ずつ作成して6に掲げる申請先に提出すること。

- (1) 「愛と心をつなぐ不登校対策事業」におけるフリースクール選定に係る申請書（様式1）
- (2) 「愛と心をつなぐ不登校対策事業」におけるフリースクール選定に係る調査票（様式2）
- (3) 「愛と心をつなぐ不登校対策事業」におけるフリースクール選定に係る活動時間調査一覧表（前年度実績）及び証明する書類（様式3）
- (4) 週予定（様式4）
- (5) 暴力団排除に関する誓約書（様式5）
- (6) 完納証明書
- (7) 貴施設の事業内容が確認できるパンフレット、案内チラシ等
- (8) 貴施設の財務状況が確認できる資料
- (9) その他市教委において必要とされる資料（必要に応じて提出すること）

4 申請方法

郵送、持参により提出する。

5 申請期間

随時

6 申請先及び問合せ先

今治市教育委員会学校教育課

〒794-0027 今治市南大門町二丁目 5 番地 1（今治市役所第 3 別館 2 階）

TEL 0898-36-1601 FAX 0898-25-1700

E-mail gakukyou@imabari-city.jp

7 選定について

選定については、次の手順により行うものとする。

（1）書類審査

3 の提出書類を用いて、市教委において選定の書類審査を行う。

（2）訪問調査

ア 申請のあった民間施設に対して、選定基準を満たしているか審査をするため、市教委による訪問調査を実施する。

イ 訪問日程等については、申請書等受理後に別途連絡する。

（3）審査結果の通知

審査結果は、書類審査及び訪問調査の実施結果により、市教委で必要な審査を行い、選定通知書（様式 6）により通知する。

（4）選定施設の公表

選定された施設については、本市のホームページ等への掲載により次に掲げる事項を公表するものとする。

ア 施設の名称及び代表者名

イ 施設の所在地、電話番号等

8 その他

申請に関する情報は、申請内容の審査、調査及び連絡並びに市教委が実施する事業の案内に限定して利用するものとし、それ以外の他の目的では使用しないものとする。